



みどりの未来通信

～きれいな街かのや みんなで進めるまちづくり～
(旧・衛自連だより)

発行：鹿屋市衛生自治団体連合会
事務局：鹿屋市環境政策課
電話：0994-31-1115
【2026年7月号】



「衛自連だより」が生まれ変わります。

未来のために「今」出来ることを、発信していきます。



※衛自連だよりを、みどりの未来通信として発行します。

鹿屋市のホームページから「暮らし・手続き」⇒「ごみ・リサイクル・環境」
⇒「その他」から閲覧いただけます。



第31回市民総参加一斉清掃

開催日：令和8年7月26日（日）

実施の有無・清掃内容・開始時間は、各町内会で異なりますので、
お住まいの地域の町内会にご確認ください。



第43回肝属川クリーン作戦 ～ウォーキングごみ拾い～

開催日：令和8年7月26日（日） 午前6時30分から概ね1時間程度

- 清掃区域：下祓川町の樋渡橋から川西町の河原田橋までの肝属川沿い
- 集合場所：市役所駐車場、リナシティかのやイベント広場、和田井堰公園
鹿屋商工会議所、役所の下橋

問合せ先：肝属川クリーン作戦実行委員会事務局
市役所5階環境政策課 電話 0994-31-1115



家庭の庭木や生垣の適正管理について



- 自宅等の敷地から庭木や草がはみ出していると、歩行者や自動車などの通行の妨げになるほか、近隣トラブルを引き起こしてしまう恐れがあります。定期的に庭木の剪定や、樹木の枝払いをし、適切な管理をしましょう。
- 剪定を行った枝等については、乾燥させてから、長さ50cm以下、太さ15cm以下の状態にして、燃やせるごみの指定袋に入れて、ごみステーションに出すようにしてください。
- 雑草等に関する問題が発生した場合は、当事者間で解決することが基本となりますので、ご理解ください。

8月は不法投棄防止強化月間です。



鹿屋市では、不法投棄を撲滅するために、毎年8月・11月・12月・3月を不法投棄防止強化月間と定め、鹿屋市衛生自治団体連合会と連携して、市民への広報・啓発を図るとともに、パトロール等に取り組んでいます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、不法投棄を行った者は、個人の場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方。法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。

プラスチックとペットボトル

近年、調味料等の容器がビンや缶ではなく、プラスチック容器やペットボトルを使用している商品を多く見かけます。プラスチック容器とペットボトルの分別の仕方や、それらをごみステーションに出すときの方法を、ご説明します。



PE

サラダ油、ドレッシング、焼き肉のたれ等油が入っていたり、汚れが落ちにくいものに多い。

きれいな状態でプラスチック類の日に、必ず透明袋で出してください。
汚れが落ちない物は、燃やせるごみに出してください。

ラベルを剥がす前に必ず確認を！



PET

めんつゆ、お酢、料理酒等の油が入っていない、きれいに洗いやすい調味料系に多い。

ラベルとキャップは必ず取ってボトルだけ資源物の日に出してください。
(ラベルとキャップはプラスチック類に出してください)

出し方

※メーカーによっては、いろいろあるので注意してください。